

V 教員免許状取得のための履修方法等

- 1 児童教育コースで取得できる免許状の種類
- 2 文化創生コースで取得できる免許状の種類

V 教員免許状取得のための履修方法等

各コースにおいて、取得可能な教員免許状は「1 児童教育コースで取得できる免許状の種類」及び「2 文化創生コースで取得できる免許状の種類」に示したとおりです。

教員免許状の取得のためには、免許状の学校種・教科種ごとに指定されている科目的単位数を満たす必要があります。免許状の学校種・教科種ごとの必要科目と単位数及び教育実習履修条件等の詳細については、次頁以降に記載しています。

※以下の科目は、全ての教員免許状の取得にあたって必修科目となりますので、免許状取得希望者は必ず修得してください。

【基盤共通教育】

教養科目：『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位

共通科目：『コミュニケーション・スキル1』領域から「英語1」の「コミュニケーション英語」2単位

『情報科学』領域から「データサイエンス（基礎）」2単位

『健康・スポーツ』領域から分野「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上

※以下の科目は、小学校教諭免許状または中学校教諭免許状の取得にあたって必修科目となりますので、当該免許状の取得希望者は必ず修得してください。

【専門教育科目（2年次）】

「教育臨床体験（介護等体験）」

1 児童教育コースで取得できる免許状の種類

コース	免許状の種類	免許法の最低修得単位数					
		教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	特別支援教育に関する科目
児童教育	小学校教諭一種免許状	30	10(12)	10(12)	7	2	
	幼稚園教諭一種免許状	16	10(12)	4(6)	7(9)	14(6)	
	中学校教諭一種免許状（国語）	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状（社会）	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状（数学）	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状（理科）	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状（英語）	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	高等学校教諭一種免許状（国語）	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状（数学）	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状（理科）	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状（英語）	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
特別支援学校教諭一種免許状							26(28)

- 括弧内の数字は、本学部における最低修得単位数です。

(1) 小学校教諭一種免許状

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)	教科に関する専門的事項 国語(書写を含む。) 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語	※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ○ ○ ※1 ○ ※1	国語の基礎 社会の基礎 算数の基礎 理科の基礎 生活の基礎 音楽の基礎 図画工作的基礎 家庭の基礎 体育の基礎 外国語の基礎	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
			初等教科教育法 I (国語)	1
			初等教科教育法 II (国語)	1
			初等教科教育法 I (社会)	1
			初等教科教育法 II (社会)	1
			初等教科教育法 I (算数)	1
			初等教科教育法 II (算数)	1
			初等教科教育法 I (理科)	1
			初等教科教育法 II (理科)	1
			初等教科教育法(生活)	2
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 国語(書写を含む。) 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語	30	初等教科教育法(音楽)	2
			初等教科教育法(図画工作)	2
			初等教科教育法(家庭)	2
			初等教科教育法(体育)	2
			初等教科教育法(外国語)	2
教育の基礎的理解に関する科目(第三欄)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育原論 教職論 教育社会学 教育経営学 発達心理学 学習心理学 特別支援教育総論 教育課程編成論	2 2 2 2 2 2 2 2
			道徳教育の理論と実践	2
			教育実践(総合的な学習の時間)	2
			特別活動論	2
			教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
			教材開発演習	2
			生徒指導・進路指導	2
			教育相談	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(第四欄)	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。) 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	10		
教育実践に関する科目(第五欄)	教育実習 学校体験活動 教職実践演習	5	教育実習実習前・事後指導(幼・小) 教育実践基礎実習(幼・小) 教育実践実習A 地域学校協働インターンシップ	1 1 3 1
			教職実践演習(幼・小・中・高)	2
大学が独自に設定する科目(第六欄)		2	※3	

備考

- 「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記しています。科目区分によつては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合がありますが、その場合は本学部の指定に従つてください。
- 印は免許取得上必修科目です。
- ※1の表記科目群から4単位以上修得してください。(選択必修)
- ※2の表記科目群から2単位以上修得してください。(選択必修)
- ※3には、「大学が独自に設定する科目」(32 頁参照)として開設されている科目の修得単位の他、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができます。

(2) 幼稚園教諭一種免許状

※ 小学校教諭一種免許取得予定者が履修可能です。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数	
領域及び保育内容の指導法に関する科目 (第二欄)	領域に関する専門的事項	16	※1 幼児と言葉	1	
			※1 幼児と環境	1	
			※1 幼児と人間関係	1	
			※1 幼児と表現 A	1	
			※1 幼児と表現 B	1	
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		※1 幼児と健康	1	
			○ 保育内容(健康)	2	
			○ 保育内容(人間関係)	2	
			○ 保育内容(環境)	2	
			○ 保育内容(言葉)	2	
教育の基礎的理解に関する科目 (第三欄)		10	○ 保育内容(表現A)	2	
			○ 保育内容(表現B)	2	
			幼児教育指導法	2	
			○ 教育原論	2	
			○ 教職論	2	
			※2 教育社会学	2	
			※2 教育経営学	2	
			○ 発達心理学	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (第四欄)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○ 学習心理学	2	
			○ 特別支援教育総論	2	
			○ 教育課程編成論	2	
	○ 幼児理解の理論及び方法		教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	
教育実践に関する科目 (第五欄)	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	5	○ 幼児の理解	2	
			○ 教育相談	2	
	○ 教育実践実習		○ 教育実践基礎実習(幼・小)	1	
大学が独自に設定する科目 (第六欄)	○ 教育実践実習A		○ 教育実践実習A	3	
			○ 幼稚園実習	2	
	○ 教育実践実習事前・事後指導(幼・小)		○ 教育実践実習事前・事後指導(幼・小)	1	
	○ 教職実践演習	2	○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2	
※3		14	※3		

備考

- 「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記しています。科目区分によっては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合がありますが、その場合は本学部の指定に従ってください。
- 印は免許取得上必修科目です。
- ※1の表記科目群から3単位以上修得してください。(選択必修)
- ※2の表記科目群から2単位以上修得してください。(選択必修)
- ※3には、「大学が独自に設定する科目」(32 頁参照)として開設されている科目的修得単位の他、当該免許の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができます。

(3) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）（特別支援教育に関する科目）

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、児童教育コースに所属し、基礎資格として小学校教諭一種免許状を取得することが必要です。

下記表に示されている「特別支援教育に関する科目」の要件を満たすと共に、小学校教諭一種免許状を取得してください。

特別支援教育に関する科目	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目(第一欄)	2	○ 障害児教育総論	2
特別支援教育領域に関する科目(第二欄)	16	○ 知的障害児の心理・生理・病理	2
		○ 肢体不自由児の心理・生理・病理	2
		○ 病虚弱児の心理・生理・病理	2
		○ 知的障害児の教育	2
		○ 知的障害児の教育経営	2
		○ 肢体不自由児の教育	2
		○ 病虚弱児の教育	2
		○ 障害児の発達	2
		○ 障害児の心理研究法	2
免許状に定められることになる特別支援領域以外の領域に関する科目(第三欄)	5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害児の心理・生理・病理
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○ 発達障害児の教育
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	○ 視覚障害児の心理と教育
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○ 聴覚障害児の心理と教育
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(第四欄)	3	○ 特別支援学校教育実習 (事前・事後指導含む)	4

備考

- ・○印は免許取得上必修科目です。
- ・特別支援学校教諭免許状は、5つの教育領域が定められています。（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）
- ・免許取得上の必修科目をもれなく修得し、卒業年度に申請手続きを行った場合、卒業時に3つの教育領域（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）の免許が取得できます。
- ・特別支援学校教諭免許状取得希望者は、障害児への理解を深めるために、○印のついていない選択科目も受講することを推奨します。
- ・科目によっては隔年開講もありますので、それぞれの科目的開講期をよく確認し、計画的に履修するようにしてください。
- ・卒業後、現職教員となり、認定講習等により他の領域を追加することは可能です。

(4) 中学校・高等学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状(国語・社会・数学・理科・英語)・高等学校教諭一種免許状(国語・地理歴史・数学・理科・英語)

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数		免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
中	高					
教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)	教科に関する専門的事項	※1	28	24	※1	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	※2			※2	
教育の基礎的理解に関する科目(第三欄)		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	○ 教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			○ 教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			※3 教育社会学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			※3 教育経営学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○ 発達心理学	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			○ 特別支援教育総論	2
		○ 教育課程編成論			○ 教育課程編成論	2
		道徳の理論及び指導法			※4 道徳教育の理論と実践	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(第四欄)		総合的な学習の時間の指導法	10	8	○ 教育実践(総合的な学習の時間)	2
		特別活動の指導法			○ 特別活動論	2
		教育の方法及び技術			○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法)	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			○ 生徒指導・進路指導	2
		生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。)			○ 教育相談	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目(第五欄)		教育実習	5	3	○ 教育実践実習事前・事後指導(中・高) ◆1	1
		教職実践演習			※4 教育実践基礎実習(中) ◆2 ※4 教育実践実習B ※5 教育実践実習C	1 3 2
大学が独自に設定する科目(第六欄)			2	12	※6	

備考

- 「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記しています。科目区分によっては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合がありますが、その場合は本学部の指定に従ってください。
- 印は免許取得上必修科目です。
- ※1は次頁の「①教科に関する専門的事項」を参照してください。
- ※2は32頁の「②各教科の指導法」を参照してください。
- ※3の表記科目群から2単位以上修得してください。(選択必修)
- ※4は中学校教諭一種免許状取得のための必修科目です。
- ※5は高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目です。
- ※6には、「大学が独自に設定する科目」(32頁参照)として開設されている科目の修得単位の他、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができます。
- ◆1は小学校教諭一種免許状取得のために開設されている「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」(26頁参照)の単位を修得した場合、その単位を流用することができます。
- ◆2は小学校教諭一種免許状取得のために開設されている「教育実践基礎実習(幼・小)」(26頁参照)の単位を修得した場合、その単位を流用することができます。

① 教科に関する専門的事項

免許種類	各科目に含めることが必要な科目	免許取得上 必修科目※1		科目名	開講 単位数
		中	高		
国語(中・高) ※2	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○	○	国語学概論 I	2
				国語学概論 II	2
				国語学講義	2
				国語学演習 I	2
				国語学演習 II	2
	国文学(国文学史を含む。)	○	○	日本文学史概説	2
				日本文学概説	2
				日本文学講読	2
				日本文学演習 I	2
				日本文学演習 II	2
				日本文学特別講義	2
				日本近現代文学特殊講義a	2
	漢文学			日本近現代文学特殊講義b	2
		○	○	漢文学概論	2
		○	○	漢文学講読	2
				漢文学演習 I	2
				漢文学演習 II	2
社会(中)	日本史・外国史	○		書道実技 I	1
		○		書道実技 II	1
				日本史概論	2
				日本文化史概論	2
				日本史演習	2
				日本史講読	2
		○		東アジア史概論	2
	地理学(地誌を含む。)	○		ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
		○		人文地理学概論	2
		○		地誌学特論	2
				地理学野外実習A	2
				地理学野外実習B	2
		○		環境動態概論	2
地理歴史(高) ※3	「法律学, 政治学」	○		政治過程論1	2
		○		経済学概論	2
		○		社会学概論	2
		○		倫理学概論	2
				倫理学演習	2
				日本史概論	2
				日本文化史概論	2
	人文地理学・自然地理学			日本史演習	2
				日本史講読	2
				古文書学	2
				日本史史料論	2
				日本古代史概論	2
				日本近代史概論	2
				東アジア史概論	2
数学(中・高) ※4	代数学			ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
				人文地理学概論	2
				地理学野外実習A	2
	幾何学			地理学野外実習B	2
				環境動態概論	2
				地誌学特論	2
		○	○	代数学概論	2
				代数学基礎	2
				代数学発展	2
				組合せ論	2
		○	○	幾何学概論	2
				幾何学基礎	2
				幾何学発展	2

理科(中) ※5	解析学	○	○	解析学概論 解析学基礎 解析学発展	2 2 2
		○	○	確率・統計概論 統計学 多変量解析	2 2 2
		○	○	プログラミング コンピュータアーキテクチャ データ構造とアルゴリズム 計算数学A 計算数学B	2 2 2 2 2
	物理学	○	/	物理学概論 物理学演習 計算物理学 物理学の基礎 応用物理学	2 2 2 2 2
		○	/	化学概論 化学演習	2 2
		○	/	生物学概論 生物学演習	2 2
		○	/	地学概論 地学演習	2 2
		○	/	物理学実験 化学実験 生物学実験 生物学臨海実習 生物学野外実習	2 2 2 1.5 1.5
	理科(高) ※5	○	/	地学実験 地学野外実習A 地学野外実習B	2 2 2
		/	○	物理学概論 物理学演習 計算物理学 物理学の基礎 応用物理学	2 2 2 2 2
		/	○	化学概論 化学演習	2 2
		/	○	生物学概論 生物学演習	2 2
		/	○	地学概論 地学演習	2 2
		/	○	物理学実験 化学実験 生物学実験 生物学臨海実習 生物学野外実習	2 2 2 1.5 1.5
		/	○	地学実験 地学野外実習A 地学野外実習B	2 2 2
		/	○	英語学概説 英語学演習A 英語学演習B 第二言語習得論演習 日英音声比較文化論	2 2 2 2 2
		/	○	英語文学講読 英語文学と映像文化 英語文学演習 児童英語文学論 現代イギリス文学論	2 2 2 2 2
		/	○	英語表現(英会話)基礎 英語表現(英会話)演習 英語表現(英作文)	2 2 2
英語(中・高) ※6	異文化理解	○	○	異文化コミュニケーション概論 異文化コミュニケーション特論 現代アメリカ事情演習	2 2 2

備考

- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「/」は対象外科目
- ・※2は中学校教諭一種免許状は選択科目から10単位選択必修、高等学校教諭一種免許状は選択科目から12単位選択必修
- ・※3は選択科目から8単位選択必修
- ・※4は選択科目から10単位選択必修
- ・※5は「物理学演習」、「化学演習」、「生物学演習」、「地学演習」より2科目4単位選択必修
- ・※6は選択科目から10単位選択必修(ただし、中学校教諭一種免許状は「英語学演習B」、「第二言語習得論演習」を除く。)

② 各教科の指導法

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
国語	○	○	国語科教育法	2
	○		国語の教材分析A	2
	○		国語の教材分析B	2
	○		国語科実践演習	2
社会	○		社会科教育法	2
	○		社会の教材分析A	2
	○		社会の教材分析B	2
	○		社会科実践演習	2
地理歴史		○	地歴科教育法	2
		○	社会の教材分析A	2
数学	○	○	数学科教育法	2
	○		数学の教材分析A	2
	○		数学の教材分析B	2
	○		数学科実践演習	2
理科	○	○	理科教育法	2
	○		理科の教材分析A	2
	○		理科の教材分析B	2
	○		理科実践演習	2
英語	○	○	英語科教育法	2
	○		英語の教材分析A	2
	○		英語の教材分析B	2
	○		英語科実践演習	2

備考

- ・「各教科の指導法」の修得単位数は、高等学校では「○○科教育法」を含め4単位以上を修得してください。
- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「／」は対象外

(5) 大学が独自に設定する科目

科目名	免許取得上必修科目※1				開講単位数	
	児童教育コース					
	幼	小	中	高		
男女共同参画社会と教育					2	
地域社会とファシリテーション					2	
生涯学習論					2	
教員になるための学校防災	○	○	○	○	2	
地域社会の教育計画					2	
社会と学力					2	
道徳教育の理論と実践					2	
環境教育論	※2	※2	※2	※2	2	
教育工学	※2	※2	※2	※2	2	
学校・地域における食育					2	
第二言語習得論概論			※3	※3	2	

備考

- ・「大学が独自に設定する科目」には、上表の科目以外に「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位を含めることができます。
- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「／」は対象外
- ・※2は選択必修科目
- ・※3は中学校教諭一種免許状(英語)及び高等学校教諭一種免許状(英語)のみを対象とした選択科目

(6) 教育実習について

《教育実習の構成》

地域教育文化学部における教育実習は、取得しようとする教員免許状の種類によって履修すべき実習が異なります。

また、教育実習を受講するには、以下にある「教育実習を受講するための条件」を満たさなければなりません。指定された科目を標準的な履修年次に履修しない場合、4年間で教員免許状取得に必要なすべての単位を修得することができない場合があります。

免許状	1年次	2年次	3年次	4年次
小学校 (必修)		<ul style="list-style-type: none"> ●「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」 事前指導 ●「教育実践基礎実習(幼・小)」 ●「教育臨床体験(介護等体験)」(施設) ●「教育臨床体験(介護等体験)」(学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「教育実践実習A」(実習) ●「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」 事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域学校協働 インターナーシップ」 (学校体験活動)
幼稚園	※ 小学校教諭免許状取得予定者が原則取得可能			◎「幼稚園実習」
中学校 ※中・高同時取得 の場合を含む				◎「教育実践実習B」(実習)
高等学校				◎「教育実践実習C」(実習)
特別支援学校		◎「特別支援学校教育実習(事前・事後指導を含む)」 (事前指導)		◎「特別支援学校教育実習(事前・ 事後指導を含む)」(実習及び事後指導)

●必修 ○免許取得希望者必修 ○選択

《留意事項》

① 小学校教諭免許状を取得しようとする場合

- ・ 教育実習は、附属小学校または山形市及びその他県内市町村の協力校(小学校)で行います。
- ・ 実習期間は、「教育実践基礎実習(幼・小)」1週間、「教育実践実習A」3週間、合わせて4週間になります。
- ・ 「教育臨床体験(介護等体験)」は、小学校の免許状を取得しようとする場合に、施設及び学校の両方で介護等体験を行うことが必要です。(8頁参照)
- ・ 「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」は、2年次に「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」事前指導及び3年次に「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」事後指導の両方を履修することが必要です。

② 幼稚園教諭免許状を取得しようとする場合

- ・ 教育実習は、附属幼稚園で行います。実習期間は2週間です。
(幼稚園教諭免許状は、小学校教諭免許状取得予定者が原則取得可能です。)

③ 中学校教諭免許状を取得しようとする場合(高等学校教諭免許状も同時に取得する場合も含む。)

- ・ 教育実習は、附属中学校または山形市及びその他県内市町村の協力校(中学校)で行います。
- ・ 実習期間は、「教育実践実習B」3週間です。

④ 高等学校教諭免許状(中学校教諭免許状を取得しない場合)を取得しようとする場合

- ・ 教育実習は、4年次に「教育実践実習C」として2週間行います。

⑤ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合

- ・ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合は、基礎資格として小学校教諭免許状の取得が前提となります。
- ・ 教育実習は、4年次に「特別支援学校教育実習(事前・事後指導を含む。)」として、附属特別支援学校で3週間行います。

《教育実習を受講するための条件》

1 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。

2 2年次に「教育実践基礎実習(幼・小)」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。(ただし、「教職論」、「教育原論」及び「発達心理学」のいずれかの履修を含むこと。)
- ② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」事前指導を履修していること。
- ③ 2年次前期まで(2年次前期を含む。)に「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

3 3年次に「教育実践実習A」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ② 2年次に「教育実践基礎実習(幼・小)」の単位を修得していること。
- ③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。
- ④ 2年次後期終了までに小学校の「各教科の指導法」に関する科目を6単位以上修得していること。

4 4年次に教育実習(「教育実践実習B」, 「教育実践実習C」, 「特別支援学校教育実習(事前・事後指導を含む)」, 「幼稚園実習」)を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 3年次後期終了までに90単位以上を修得していること。
- ② 3年次に「教育実践実習A」の単位を修得していること。
- ③ 3年次終了までに「教育実践実習事前・事後指導(幼・小)」の単位を修得していること。

5 4年次に学校体験活動(地域学校協働インターナーシップ)を履修するための条件は、以下の通りです。

- ・3年次後期終了までに「教育実践実習 A」を修得済みであること。
- ・教員採用試験を受験していることが望ましい。

2 文化創生コースで取得できる免許状の種類

コース	免許状の種類	免許法の最低修得単位数				
		教科及び教科(領域及び保育内容)の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
文化創生	中学校教諭一種免許状(音楽)	28(30)	10(12)	10(12)	7	4(2)
	中学校教諭一種免許状(美術)	28(30)	10(12)	10(12)	7	4(2)
	中学校教諭一種免許状(保健体育)	28(34)	10(12)	10(12)	7	4(2)
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	24(26)	10(12)	8(10)	5	12(6)
	高等学校教諭一種免許状(美術)	24(24)	10(12)	8(10)	5	12(8)
	高等学校教諭一種免許状(保健体育)	24(30)	10(12)	8(10)	5	12(2)

・括弧内の数字は、本学部における最低修得単位数です。

(1) 中学校・高等学校教諭一種免許状

中学校・高等学校教諭一種免許状(音楽・美術・保健体育)

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数		免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
		中	高		
教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)	教科に関する専門的事項	※1	28	※1	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			※2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			※3	
教育の基礎的理解に関する科目(第三欄)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	24	○ 教育原論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			○ 教職論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			※4 教育社会学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			※4 教育経営学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			※5 発達心理学	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			※5 学習心理学	2
	道徳の理論及び指導法			○ 特別支援教育総論	2
	総合的な学習の時間の指導法			○ 教育課程編成論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(第四欄)	特別活動の指導法	10	8	※6 道徳教育の理論と実践	2
	教育の方法及び技術			○ 総合的な学習の時間論	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			○ 特別活動論	2
	生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。)			○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			○ 生徒指導・進路指導	2
	教育実践に関する科目(第五欄)			○ 教育相談	2
教育実践に関する科目(第五欄)	教育実習	5	3	○ 教育実践実習事前・事後指導(中・高)	1
	教職実践演習	2	12	※6 教育実践基礎実習(中)	1
大学が独自に設定する科目(第六欄)		4	12	※6 教育実践実習B	3
				※7 教育実践実習C	2
				○ 教職実践演習(中学校・高等学校)	2

備考

- 「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記しています。科目区分によっては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合がありますが、その場合は本学部の指定に従ってください。
- 印は免許取得上必修科目
- ※1は次頁の「① 教科に関する専門的事項」を参照してください。
- ※2は36頁の「② 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を参照してください。
- ※3は36頁の「③ 各教科の指導法」を参照してください。
- ※4の表記科目群から2単位以上修得してください。(選択必修)
- ※5の表記科目群から2単位以上修得してください。(選択必修)
- ※6は中学校教諭一種免許状取得のための必修科目です。
- ※7は高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目です。
- ※8は、「大学が独自に設定する科目」(36頁参照)として開設されている科目の修得単位の他、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができます。

① 教科に関する専門的事項

免許種類	各科目に含めることが必要な科目	免許取得上必修科目※		科目名	開講単位数
		中	高		
音楽(中・高)	ソルフェージュ	○	○	ソルフェージュ基礎	2
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	○	○	合唱基礎演習	2
				合唱応用演習	2
		○	○	声楽基礎	2
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)			声楽応用演習	2
		○	○	合奏基礎演習	2
				合奏応用演習	2
		○	○	管弦打楽器奏法基礎	2
				管弦打楽器奏法応用演習	2
		○	○	鍵盤楽器奏法基礎	2
				鍵盤楽器奏法応用演習	2
		○	○	アンサンブル基礎	2
				アンサンブル応用演習	2
		○	○	日本音楽演習	2
	指揮法	○	○	指揮法基礎	2
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	○	○	音楽理論基礎	2
				作曲法基礎	2
		○	○	音楽史概説	2
美術(中・高)	絵画(映像メディア表現を含む。)	○	○	平面造形基礎	2
		○	○	絵画基礎	2
		○	○	絵画表現演習	2
				絵画応用演習	2
				絵画技法演習	2
	彫刻	○	○	彫刻基礎	2
		○	○	彫刻表現演習	2
				彫刻応用演習	2
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	○	○	立体造形基礎	2
		○	○	デザイン基礎	2
				デザイン表現演習	2
	工芸	○		工芸基礎	2
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	○	○	造形史概説	2
		○	○	日本美術史概説	2
				造形史特論	2
		○	○	デザインと文化	2
				絵画論	2
		○	○	彫刻論	2
				生涯学習と造形	2
保健体育(中・高)	体育実技	○	○	地域スポーツ実技(夏季スポーツ)	1
		○	○	地域スポーツ実技(冬季スポーツ)	1
		○	○	体育スポーツ実技(武道・陸上競技・体操)	2
		○	○	体育スポーツ実技(球技)	2
		○	○	体育スポーツ実技(水泳・アクアスポーツ)	1
		○	○	体育スポーツ実技(ダンス)	1
		○	○	生涯スポーツ実技(ラケット・バッティング・レクリエーションスポーツ)	2
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	○	○	スポーツバイオメカニクス	2
		○	○	スポーツ原理	2
		○	○	スポーツ心理学	2
		○	○	スポーツ社会学	2
		○	○	スポーツ科学基礎論	2
				コーチング論	2
				スポーツ行政学	2
				スポーツ史	2
				トレーニング論	2
	生理学(運動生理学を含む。)	○	○	スポーツ生理学	2
				スポーツ栄養学	2
	衛生学及び公衆衛生学	○	○	衛生・公衆衛生学	2
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	○	○	学校保健	2

備考 ※「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「/」は対象外

② 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
美術(中・高)			造形表現総合演習	2

備考

- ※1「空白」は免許取得上選択科目

③ 各教科の指導法

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
音楽	○	○	音楽科教育法	2
	○		音楽の教材分析A	2
	○		音楽の教材分析B	2
	○		音楽科実践演習	2
美術	○	○	美術科教育法	2
	○		美術の教材分析A	2
	○		美術の教材分析B	2
	○		美術科実践演習	2
保健体育	○	○	保健体育科教育法	2
	○		保健体育の教材分析A	2
	○		保健体育の教材分析B	2
	○		保健体育科実践演習	2

備考

- 「各教科の指導法」の修得単位数は、高等学校では「○○科教育法」を含め4単位以上を修得してください。
- ※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「／」は対象外

(2) 大学が独自に設定する科目

科目名	免許取得上必修科目※1		開講単位数	
	文化創生コース			
	中	高		
男女共同参画社会と教育	※2	※2	2	
地域社会とファシリテーション	※2	※2	2	
生涯学習論			2	
道徳教育の理論と実践			2	
環境教育論			2	
学校・地域における食育			2	

備考

- 「大学が独自に設定する科目」には、上表の科目以外に「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位を含めることができます。
- ※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「／」は対象外
- ※2は選択必修科目

(3) 教育実習について

《教育実習の構成》

地域教育文化学部における教育実習は、取得しようとする教員免許状の種類によって履修すべき実習が異なります。

また、教育実習を受講するには、以下にある「教育実習を受講するための条件」を満たさなければなりません。指定された科目を標準的な履修年次に履修しない場合、4年間で教員免許状取得に必要なすべての単位を修得することができない場合があります。

免許状	1年次	2年次	3年次	4年次
中学校 ※中・高同時取得の場合を含む		◎「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」 事前指導 ◎「教育実践基礎実習(中)」 ◎「教育臨床体験(介護等体験)」(施設) ◎「教育臨床体験(介護等体験)」(学校)	◎「教育実践実習B」(実習) ◎「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事後指導	
高等学校		◎「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」 事前指導	◎「教育実践実習C」(実習) ◎「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事後指導	

◎免許取得希望者必修科目

《留意事項》

① 中学校教諭免許状を取得しようとする場合(高等学校教諭免許状も同時に取得する場合も含む。)

- ・ 教育実習は、附属中学校または山形市及びその他県内市町村の協力校(中学校)で行います。
- ・ 実習期間は、「教育実践基礎実習(中・高)」1週間、「教育実践実習B」3週間、併せて4週間になります。
- ・ 「教育臨床体験(介護等体験)」は、中学校の免許状を取得しようとする場合に、施設及び学校の両方で介護等体験を行うことが必要です。(8頁参照)
- ・ 「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」は、2年次に「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事前指導及び3年次に「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事後指導の両方を履修することが必要です。

② 高等学校教諭免許状(他校種の教諭免許状は取得しない場合)を取得しようとする場合

- ・ 教育実習は、3年次または4年次に「教育実践実習C」として2週間行います。
- ・ 「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」は、「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事前指導(2年次)及び「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事後指導(3年次)の両方を履修することが必要です。
- ・ 「教育臨床体験(介護等体験)」について履修する必要はありません。

《教育実習を受講するための条件》

1 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ①1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。

2 2年次に「教育実践基礎実習(中)」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ①1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。(ただし、「教職論」、「教育原論」及び「発達心理学」のいずれかの履修を含むこと。)

- ②2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(事前)」を履修していること。

- ③2年次前期まで(2年次前期を含む。)に「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

3 3年次に「教育実践実習B」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ② 2年次に「教育実践基礎実習(中)」の単位を修得していること。
- ③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。
- ④ 2年次後期終了までに中学校の「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。
- ⑤ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

4 3年次に「教育実践実習C」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」事前指導を履修していること。
- ③ 2年次後期終了までに高等学校の「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。
- ④ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。